

第220回埼玉県都市計画審議会

平成24年11月27日午後2時29分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第220回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。現在19名の方の御出席をいただいております。2分の1以上の定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りいたしました資料が配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書でございます。加えて本日机の上にお配りいたしましたのが、次第、座席表でございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○事務局 ここで新たに御就任いただきました委員の皆様並びに今年度初めて御出席いただきます委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

まず、埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者の委員といたしまして、東京国際大学教授の松村敦子様でございます。

○松村委員 松村です。よろしくお願いいたします。

○事務局 浦和大学特任講師の井岡由美子様でございます。

○井岡委員 井岡でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、同条例第2条第1項第2号に規定する関係行政機関の委員といたしまして、関東農政局長の佐藤和彦様でございます。本日は代理として農村計画部農村振興課長の三善浩二様にお越しいただいております。

○三善代理 日ごろから農政に御協力いただきありがとうございます。農政局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、関東運輸局長の内波謙一様でございます。本日は代理として埼玉運輸支局首席運輸企画専門官の高山和征様にお越しいただいております。

○高山代理 関東運輸局でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 関東地方整備局長の森北佳昭様でございます。本日は代理として大宮国道事務所長の辻保人様にお越しいただいております。

○辻代理 辻と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、同条例第2条第1項第3号に規定する市町村長を代表する委員といたしまして、新

座市長の須田健治様でございます。

○須田委員 須田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 次に、同条例第2条第1項第5号に規定する市町村の議会を代表する委員といたしまして、所沢市議会議長の浜野好明様でございます。

○浜野委員 浜野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより審議会条例第5条第1項の規定によりまして、谷口会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口） どうも皆さんこんにちは。お忙しいところ御出席いただきましてどうもありがとうございます。皆様の御協力をいただきながら、審議を慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは最初に、今回も会議録の署名委員でございますけれども、本審議会の運営規則第5条第2項の規定により、私から指名させていただきたいと思います。まず、井岡委員さんお願いいたします。最初ですみません。もうお一方、田村委員さん、よろしくお願いいたします。お二人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取り扱い要綱というのがございますが、それに基づきまして原則公開ということになっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございませんけれども、委員の皆様におかれましてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、本日の審議会はすべて公開という形で進めさせていただきたいと存じます。

それでは、傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい。

○議長（谷口） それでは、ここで傍聴者の入場を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（谷口） それでは、議事に入ります前に傍聴者の方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領をよく読んでいただいて遵守していただきたいというふうに存じます。この傍聴要領に反する場合には退場していただきますということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第220回埼玉県都市計画審議会の議事に入りたいと思います。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第4967号「富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございますね。あと、都市計画法にかかわる5議案及び建築

基準法の規定に従い、本都市計画審議会に付議する2議案の計7議案がございます。この御審議をお願いいたします。

なお、各議案の説明者の方は、あらかじめ申し上げておきますけれども、説明は着席したままで結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、議第4967号「富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」ということと、議第4968号「富士見都市計画区域区分の変更について」ということの2議案ですね。それぞれ関連する議案でございますので、一括して議題に供します。

それでは、幹事の方に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長の戸井原でございます。議第4967号「富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と議第4968号「富士見都市計画区域区分の変更について」、一括して説明させていただきます。それでは、着席をして説明させていただきます。

議案書は5ページから63ページでございますが、議案書と同じ内容を前方のスクリーンに映しますので、スクリーンを御覧ください。この2つの議案は、富士見都市計画区域に関する議案でございます。富士見都市計画区域は、県の南西部に位置いたします富士見市、ふじみ野市、三芳町の2市1町で構成をしております、都心からおおむね30kmに位置しております。まず、議第4967号「富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございますが、三芳町の富士塚地区は、これまで都市的土地利用ができる環境にないことから、暫定的に市街化調整区域として乱開発を防止してまいりました。このたび都市基盤整備の環境が整いましたことから、新たに土地区画整理事業により計画的な整備を進め良好な環境の形成を図る住宅地に位置づけることといたします。また、これにあわせまして人口、道路密度、下水道普及率、緑化率などの実績値をこれまでの平成12年度時点のものから、最新の平成17年度時点のものに更新いたしますとともに、将来の人口予測値を平成22年度の予測値から平成27年度の予測値に変更するものでございます。

次に、議第4968号「富士見都市計画区域区分の変更について」でございますが、今回住宅地として新たに市街化区域とする富士塚地区は、東武東上線鶴瀬駅から西に約1kmの位置にございまして、住宅地として好条件を備えております面積約14haの地区でございます。この地区は、昭和45年に本都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分いたしましたとき、市街化区域とした地区でございます。その後、20年以上計画的な市街地整備が図られず、農地等が相当量残存し続けてまいりましたことから、乱開発を防止するため、平成3年に住宅地としての用途地域を残したまま、暫定的に市街化調整区域とした、いわゆる暫定逆線引き地区であった地区でございます。その後、平成19年に富士塚地区土地区画整理事業の組合を設立するための準備委員会が発足し、平成24年9月には三芳町から知事宛てに、この組合の設立認可の申請がございました。この土地区画整理事業の実施によりまして計画的な市街地整備が確実となりますことから、再び市街化区域とするものでございます。これらの変更によりまして、富士見都市計画区域の市街化区域は、約14ha増加いたしました。

て、現在の2,004haから2,018haとなります。

以上説明いたしました三芳町の富士塚地区につきまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、平成24年9月14日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、富士見都市計画区域を構成する富士見市、ふじみ野市及び三芳町に対しまして意見を照会いたしましたところ、いずれの市、町からも賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうも御説明ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。どうぞ。

○江野委員 ちょっとお伺いいたしますが、区画整理組合施行ということで14haで増進率と減歩率どのぐらいか、ちょっと教えていただけますか。

○幹事（都市計画課長） この土地区画整理事業の概要でございますけれども、事業面積が14.6haございまして、計画人口が1,500人で、減歩率につきましては26.95%予定しておりまして、施行期間は平成24年度から平成31年度までが予定されているところでございます。

○議長（谷口） よろしいですか。結構長くかかりますね。

いかがでしょう。ほかに御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。ほかにございませんか。もしございませんようでしたら、これから採決に入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、2議案のうち議第4967号の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画の基本的な方向性を示すものでございますから、2議案一括ではなくて議第4967号のほうから先に採決したいと思います。

それでは、議第4967号の議案につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4968号の議案につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に参りたいと思います。議第4969号「新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び議第4970号「新座都市計画区域区分の変更について」の2

議案ですね。それぞれこれも関連する議案でございますので一括して議題に供します。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○須田委員 すみません。関係する地元の市長でございますので、退席をしたほうがいいのではないかなと思います。

○議長（谷口） いかがでしょうか。特にこのような件について慣例というか、そういうものがあれば従いたいと思うのですが、いかがでしょうか。今までこういうケースに関してはどのように御判断されておりましたか。

○幹事（都市計画課長） では、私のほうから。特に問題はないと考えてございます。運営規則上特に決まりはございませんので。

○議長（谷口） 特に決まりはないということですね。

○幹事（都市計画課長） はい。

○議長（谷口） 新座市長さんよろしいですね。

○須田委員 はい。

○議長（谷口） すみません。聞いていただくということでよろしくをお願いいたします。

それでは、御説明のほどよろしくをお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第4969号「新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」と議第4970号「新座都市計画区域区分の変更について」、一括して説明をさせていただきます。

前方のスクリーンを御覧ください。議案書は65ページから119ページでございます。この2つの議案は、新座都市計画区域に関する議案でございます。新座都市計画区域は、県の南西部に位置する新座市1市で構成をしており、都心からおおむね25kmに位置しております。

まず、議第4969号「新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」でございますが、新座市の黒目川、中沢川沿川地区については、河川改修が完了いたしましたことから、これまで市街化調整区域であった地区につきまして、新たに河川改修により溢水、湛水等による災害のおそれが解消された区域と位置づけます。また、これに合わせまして、人口、道路密度、下水道普及率、緑化率などの実績値を平成12年度時点のものから平成17年度時点のものに更新いたしますとともに、将来の人口予測を平成22年の予測値から平成27年の予測値に変更するものでございます。

次に、議第4970号「新座都市計画区域区分の変更について」でございますが、今回住宅地として新たに市街化区域とする黒目川、中沢川沿川地区は、西武池袋線ひばりヶ丘駅から北東に約3kmの位置にございます。詳細な地区の位置についてでございますけれども、黒目川沿いに10カ所、中沢川沿いに1カ所、合計11カ所に点在する区域で、総面積約3haの地区でございます。この地区は昭和45年に当初の区域区分を定めたとき、河川区域もしくは溢水、湛水等による災害の発生のおそれ

のある区域であったため、市街化調整区域としてきた地区でございます。その後、平成19年度に河川改修が完成するとともに河川区域も変更されました。これは黒目川、中沢川、両方とも平成19年度に完成をいたしております。また、1番から9番及び11番の箇所につきましては、既に市街化区域として必要な都市基盤が整うか、もしくは市街化区域内の土地と一体的な土地利用が既に図られておりまして、また10番の箇所は、新座市が地区計画により地区施設を定め都市基盤の整備を担保しております。これらのことから溢水、湛水等による災害のおそれが解消され、隣接する市街化区域と一体的な市街地が形成されることが確実なため市街化区域とするものでございます。この変更によりまして、新座都市計画区域の市街化区域は約3ha増加いたしまして、現在の1,328haから1,331haとなります。

以上、説明いたしました新座市の黒目川、中沢川沿川地区につきまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、平成24年10月17日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、新座市に対して意見を照会いたしましたところ、賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○江野委員 ちょっとお伺いいたします。119ページの図面で、変更前、変更後とあるんですが、上のほうの図面で変更後も白地が残っている、ここの取り扱いというのはどういうお考えになっているのかお伺いさせていただきます。

○幹事（都市計画課長） これらの地区につきましては、河川改修終了後、新座市さんのほうで地区住民の方々と調整を重ねてまいりまして、10番の地区にございますように住民の方々の御了解が得られて地区計画が決定できて、都市基盤が整備されるということが確実であった地区が入りまして、地元の熟度がまだそれに達していない地区は白い地区として図示されているところでございます。

○議長（谷口） よろしいでしょうか。基盤整備をしっかりとら都市に整備していきましようということですね。

いかがでしょうか。ほかに御意見、御質問ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、これより採決に入らせていただきます。今回の採決の順番では、議第4969号の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と呼ばれている、基本的な方向性が示されておりますもののほうから採決をいたしたいと思っております。

それでは、議第4969号の議案につきまして、原案のとおり決定するというところで御異議ございま

せんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議第4970号の議案につきまして採決をいたします。議第4970号の議案につきまして、原案のとおり決定するという御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に進みたいと思います。

次は、都市計画道路の変更でございます。議第4971号「朝霞都市計画道路の変更について」を議題に供します。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 議第4971号「朝霞都市計画道路の変更について」説明させていただきます。

前方のスクリーンを御覧ください。議案書では121ページから129ページでございます。本議案は、朝霞都市計画区域の都市計画道路の変更に関する議案でございます。朝霞都市計画区域は、県の南西部に位置する朝霞市1市で構成をしており、都心からおおむね20kmに位置しております。今回変更いたします都市計画道路3・5・5新河岸川通線は、和光市との行政界を起点といたしまして、JR武蔵野線と交差し、志木市との行政界に至ります延長約4.2km、幅員12mの道路でございます。一部の区間が県道や市道と重なっております。この新河岸川通線は、昭和39年に都市計画決定いたしました。その後、昭和59年にこの路線の約300m東側に並行いたしまして、一般国道254号和光富士見バイパスが事業化されました。平成22年に一般国道298号、通称外環でございますけれども、から県道朝霞蕨線までの区間が開通いたしますとともに、その北側の一般国道463号までの区間につきましても事業が進捗しております。さらに、周辺道路につきましても拡幅整備が進み、この一般国道254号和光富士見バイパスが新河岸川通線の代替機能を果たすことが確実となりました。この都市計画道路上には既に現道がございますため、都市計画道路として再整備する必要がなくなりましたことから計画を廃止するものでございます。

以上、説明いたしました新河岸川通線につきまして、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、平成24年10月5日から2週間、案を縦覧に供しましたところ意見書の提出はございませんでした。また、都市計画法第18条第1項の規定に基づきまして、朝霞市に対して意見を照会いたしましたところ賛成との回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○辻代理 今御説明で昭和59年に一般国道254号和光富士見バイパスが計画されたときに、この当該路線についてはどういう位置づけにあったのかというのをちょっと知りたいと思ひまして。というのは、新しい道路、今回代替路線ということで必要がなくなったということなのですが、新しい一般国道254号和光富士見バイパスを計画したときに、当然そういうような代替路線としての位置づけというのもいろいろ検討されたのではないかと思います、本来であればそのときに変更してもよかったのかなという気がするのですが、ちょっとそういう時間的な経緯も含めまして。

それと、あと通過交通的なものと地先交通的なもので機能が違うと思いますが、その辺も含めて御解説いただくとありがたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

○議長（谷口） お願ひします。

○幹事（都市計画課長） 今の御質問にございましたとおり、計画論から申せば、一般国道254号和光富士見バイパスが計画された時点で本来廃止をしても差し支えなかったという路線でございますが、やはり事業が進捗して代替機能が確実となるまでの間、計画を存置したということが実情でございます。事業が進捗してまいりまして一部開通したところと残りの区間につきましても、おおむね8割近い用地買収率に達しております。そうした状況から今回機能を廃止するというところでございます。機能といいますか、路線を廃止すると。

通過交通と、それからいわば生活道路的な存在の仕分けでございますが、この路線につきましては既に計画路線の下に現道が通っております、この現道は一部歩道がある、なしはございませけれども、おおむね総幅員11mから13mということで、ほぼ生活道路としての機能は既に有しているということから、再整備、これは両側歩道の12mという計画でございましたが、ほぼ現道がそれに近い形でできておりますので、計画どおりに再整備することは計画からは外させていただくという状況でございます。

○議長（谷口） かえって幹線にしちゃうと地先道路の機能を果たせなくなっちゃう可能性がありますよね。通過交通が逆に入ってきてちゃってね。あと、昭和59年というと1984年だから、そのときに計画されたものは、要するに今用地買収率8割ですか、それだけかかっているんですよね。だから、やっぱり本当にできるか心配だったということで、これは国道事務所さんに早くやっぱりつくってほしかったということなのかなと。すみません、個人的な感想で申しわけないですけども、そういうことなのかなというふうにお聞きして思ひました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう、御意見、御質問等ございますか。

特にないようでしたら、それでは、本議題の採決に入つてよろしいでしょうかね。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、議第4971号の議案につきまして採決をいたします。原案のとおり決定するということに関して御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。ありがとうございます。

それでは、次は建築基準法に基づく案件でございます。敷地の位置ですね、都市計画上の支障の有無を審議する議案といたしまして、まず議第4972号です。「秩父都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） 建築安全課長の橘でございます。これから御説明いたします2議案は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可に際し、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関して御審議いただくものです。着席して御説明させていただきます。

前方のスクリーンを御覧ください。まず、議案の説明の前に建築基準法第51条について御説明いたします。都市計画区域内において産業廃棄物処理施設などを新築等する場合には、都市計画でその敷地の位置が決定していることが必要でございます。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は立地が可能となります。特定行政庁である許可権者は、その敷地の位置に応じ、所沢市など11市はそれぞれの市長、11市以外は埼玉県知事となります。この許可に当たっては、都市計画を定める場合と同様に、施設の種類に応じて、産業廃棄物施設については県都市計画審議会、一般廃棄物処理施設等については市町村都市計画審議会の議を経ることとなっております。これから御説明いたします2議案は、産業廃棄物処理施設に関して、敷地の位置の都市計画上の支障について御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。議第4972号「秩父都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を御説明させていただきます。議案書は131ページから137ページとなっております。敷地の位置は、秩父都市計画区域である横瀬町にございます。横瀬町は、県の西部に位置しており、都心からおおむね65kmに位置しております。その敷地の位置について御説明させていただきます。画面の赤く囲んだ位置でございます。西武鉄道秩父線横瀬駅から南東に約500mの地点の工業地域内に位置しております。拡大図を御覧ください。敷地の位置は、赤く囲んだ横瀬町大字横瀬2270番1ほか67筆でございます。既存のセメント製造工場の敷地内にセメント製造の焼却のための燃料となる廃プラスチック類、木くず等の破碎施設を増設するものでございます。車両の進入路につきましては、敷地の北側の町道3120号線及び町道110号線を通り国道299号を利用する計画でございます。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。画面の左側が北となっております。画面の左側の北側が車両の出入り口となります。幅員7mの町道3120号線でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は15万3,640.83㎡でございます。青色の部分が既存の建築物でござ

います。画面の上側の黄色の部分は、5基の破碎施設でございます。破碎施設1から4については既に設置されているものですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、平成18年より建築基準法第51条の許可対象となりました。今回破碎施設5の新設に伴い、1から4もあわせて許可の対象となるものでございます。当該施設の立地について横瀬町に意見照会したところ、都市計画上支障ない旨の回答を得ております。県といたしましてもこの敷地の位置について、立地条件や施設の計画等から都市計画上支障がないものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（谷口） どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 特にございませんようでしたら採決に入らせていただきます。

それでは、議第4972号の議案につきまして採決をいたします。本案について、都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） ありがとうございます。御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないということで認めることといたします。

引き続きまして、産業廃棄物処理施設の敷地の位置の案件でございますが、議第4973号でございます。今度は「所沢都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

それでは、幹事に議案説明をお願いいたします。

○幹事（所沢市建築指導課長） 所沢市建築指導課の課長の森沢と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議第4973号「所沢都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明させていただきます。恐れ入りますが、着席して御説明させていただきます。

議案書は139ページから145ページとなっております。前方のスクリーンで説明させていただきます。所沢都市計画区域は、県の南部に位置する所沢市1市で構成しており、都心からおおむね30kmに位置しております。その敷地位置について御説明いたします。画面の右上、赤く囲んだ部分が位置でございます。JR武蔵野線東所沢駅から北東に約3kmの地点の市街化調整区域に位置しております。拡大図を御覧ください。敷地の位置は、赤く囲んだ所沢市大字南永井字北一本木831ほか41筆でございます。当該施設は、持ち込まれたアスファルト塊やコンクリート塊を破碎処理して再生骨材や再生路盤材として製品化することを目的としております。今回既存の破碎機の入れかえに伴い、敷地の拡張と製品置き場の増築を新たに行うものでございます。

次に、車両の進入につきましては、敷地南側、所沢市道2-1号線を利用する計画でございます。
続きまして、施設の配置について御説明いたします。図面の左側が北としております。図面右側が車両出入口となります。幅員9mの所沢市道2-1号線でございます。赤く囲まれている部分が敷地の位置でございます。敷地面積は2万1,488.5㎡でございます。敷地内の青色部分が既存建築物であります。赤色部分が今回増築される製品置き場でございます。黄色部分が新設のアスファルトとコンクリートの破碎施設でございます。当該施設の敷地の位置については、市街化調整区域ではございますが、開発の許可を受け、現在の場所で瓦れきの破碎処理施設として既に18年間操業されており、所沢市といたしましては立地条件や今回の施設計画等から都市計画上支障がないものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口） どうも御説明ありがとうございます。

いかがでしょうか。御意見、御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。特にございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） では、もしございませんようでしたら、この本議案につきまして採決をいたしたいと思ひます。

議第4973号ですね、本議案につきまして都市計画上支障がないと認めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（谷口） 御異議ないものとして、本案は都市計画上支障がないということで認めることにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、これで以上をもちまして本日の審議はすべて終了いたしました。御協力大変ありがとうございました。

傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従って御退席いただけますでしょうか。

ほかの委員の方、もう少々お待ちください。ありがとうございます。

それでは、これで以上でございますので、ここで私の議長の任を解かせていただきまして、進行を事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。本日は委員の皆様には熱心な御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございます。

午後3時13分 閉会